

第1-1号様式(第6条第1項関係)(注文住宅の場合)

申請年月日 年 月 日
尼崎市長 様

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助
補助金交付申請書

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		年齢	生年月日(西暦)		
氏名		歳	年	月	日
住所	〒	配偶者の有・無	有・無	子の有・無	有・無
Email		電話番号			

2 世帯の構成員(申請者を除く)

フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日
フリガナ		申請者との続柄	年齢	生年月日(西暦)	
氏名			歳	年	月 日

3 建築をしようとする住宅の位置、構造及び規模等に関する事項

地名地番		階数	地上	階
敷地面積	m ²	床面積の合計	m ²	
工事請負契約日	年 月 日			

4 建築工事着工日、完了日、入居予定日

建築工事の着工(予定)年月日	年 月 日	建築工事の完了予定年月日	年 月 日
入居予定年月日	年 月 日		

5 長期優良住宅に関すること

長期優良住宅建築等計画 認定番号	第	号	長期優良住宅建築 等計画認定年月日	年	月	日
---------------------	---	---	----------------------	---	---	---

6 誓約事項

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請するにあたり、以下の事項を誓約します。

(1)	世帯に属するすべての構成員が、尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
(2)	世帯に属するすべての構成員が、過去に兵庫県移住支援事業の補助を受けたことがないこと。
(3)	報告又は書類の提出について、兵庫県及び尼崎市から求められた場合には、それに応じます。
(4)	交付申請日の翌年度から起算して、10年を経過するまでの間に、当該補助金を受けて取得した住宅を、譲渡等処分する場合においては、市長にその旨申請を行います。
(5)	以下の場合には、補助金の全部を返還します。 ①虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 ②この要綱及び関係法令に違反したとき。 ③その他市長が必要と認めるとき。

7 個人情報の取扱いに関する同意

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助要綱に基づき、補助金の交付を申請するにあたり、以下の取扱いに同意します。

(1)	尼崎市は、尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。
(2)	尼崎市は、補助金の交付要件、返還要件に該当するかどうかを確認するため、世帯に属するすべての構成員の住民基本台帳及び税務資料等を閲覧します。

8 子育てにおける安全性への配慮(3項目以上の基準の全てを満たす必要があります。)

項目	基準
☐ 室内扉	(玄関からリビングまでの主要な扉に限る) 引き戸の場合は子どもの指をはさまないように、100mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造(ドアクローザー機能)のものとする。 開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
☐ バルコニー	(バルコニーがない場合は、当該基準を満たしているものとする) 1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 (1)手すりの形状は子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。 (2)腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という)が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方(以下「床面等との距離」という)が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 イ腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。 ウ腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 (3)手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁(腰壁の高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。 (4)手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で90mm以下とする。 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。 (1)バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 (2)バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。
☐ 住戸内階段	(階段がない場合(平屋の場合)は、当該基準を満たしているものとする) 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 (1)勾配は22/21以下とする。 (2)けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。 (3)蹴込みは30mm以下とする。 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 (1)手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。 (2)大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
☐ 浴室	1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 (1)浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。 (2)またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。 2 浴室のドアにはチャイルドロック(子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠)を設置する。
☐ 敷地内	監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
☐ インターホン	相手の顔や様子を確認できるよう、カメラ付きインターホンを設ける。